

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

◇教委規則 鳥取県立学校管理規則
鳥取県立高等学校学則

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則をここに公布する。

昭和五十一年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県立学校管理規則

鳥取県立学校管理規則(昭和三十三年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
 - 第二章 学年、学期及び休業日(第五条―第八条)
 - 第三章 教育課程(第九条―第十一条)
 - 第四章 教科書その他の教材の取扱い(第十二条―第十五条)
 - 第五章 入学等(第十六条―第十九条)
 - 第六章 寄宿舎(第二十条)
 - 第七章 職員の組織(第二十一条―第三十九条)
 - 第八章 職員の服務(第四十条―第四十三条)
 - 第九章 教育財産及び物品の管理(第四十四条―第五十三条)
 - 第十章 雑則(第五十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十三条の規定に基づき、学校の管理運営に関する基本的事項を定め、もつて民主的かつ適正な学校運営を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「学校」とは、鳥取県立高等学校(以下「高等

学校」という。)、鳥取県立盲学校(以下「盲学校」という。)、鳥取県立聾学校(以下「聾学校」という。))及び鳥取県立養護学校(以下「養護学校」という。))をいう。

(学校の課程等)

第三条 学校の課程、部科、学科、修業年限及び収容定員は、別表のとおりとする。

(高等学校の通学区域)

第四条 高等学校の通学区域は、別に教育委員会規則で定める。

第二章 学年、学期及び休業日

(学年)

第五条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(学期)

第六条 学期は、次のとおりとする。

一 第一学期 四月一日から七月三十一日まで

二 第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

三 第三学期 一月一日から三月三十一日まで

2 高等学校の専攻科の学期は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 第一学期 四月一日から八月三十一日まで

二 第二学期 九月一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第七条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

二 日曜日

三 学年始休業日 四月一日から四月四日まで

四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

五 冬季休業日 十二月二十六日から翌年一月八日まで

六 学年末休業日 三月二十五日から三月三十一日まで

七 前各号に定めるもののほか、教育長が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め教育長の承認を受けて定めたる日

2 校長は、前項第三号から第六号までの規定にかかわらず、高等学校の定時制の課程若しくは専攻科又は附属幼稚園の休業日については、教育長の承認を受けて、別に定めることができる。

3 校長は、教育上必要があると認めるときは、教育長の承認を受けて、第一項第一号から第六号までに掲げる休業日又は前項の規定による休業日を変更することができる。この場合において、変更後の休業日の総日数は、変更前の休業日の総日数を超えてはならない。

(臨時休業)

第八条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、校長は、速やかに、その旨を教育長に報告しなければならない。

第三章 教育課程

(教育課程)

第九条 学校の教育課程は、学習指導要領又は幼稚園教育要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、校長が編成する。

2 校長は、前項の規定により教育課程を編成するときは、教育長の承認を受けなければならない。これを変更するときは、同様とする。

(校外実習の届出)

第十条 校長は、学校が乗船実習その他の宿泊を伴う校外実習を実施するときは、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

(校外行事)

第十一条 学校が行う修学旅行、水泳、登山等の校外行事は、教育委員会が別に定める基準に基づき、企画し、及び実施しなければならない。

2 校長は、前項の校外行事で宿泊を伴うものを実施するときは、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

第四章 教科書その他の教材の取扱い

(教科書)

第十二条 学校は、教育委員会が採択した教科書を使用しなければならない。

(教科書以外の教材)

第十三条 学校は、前条の教科書以外の教材で教育上有益適切と認めるものについては、これを使用することができる。

(準教科書の承認)

第十四条 校長は、学校において第十二条の教科書の発行されていない各教科に属する科目の主たる教材として使用する教科用図書(次条において「準教科書」という。)を使用するときは、あらかじめ、教育長の承認を受けなければならない。

(継続的使用の教材の届出)

第十五条 校長は、学校が学年若しくは学級又は特定の集団の全員の教材として次に掲げるものを継続的に使用するときは、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

一 第十二条の教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、問題集、解説書その他の参考書

二 学習の過程又は休業日に使用する学習帳

第五章 入学等

(入学)

第十六条 入学は、原則として学年の始めに許可する。

(懲戒)

第十七条 校長は、児童又は生徒に対して訓告、停学又は退学の懲戒を加えることができる。ただし、盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び中・学部^{ちゅうぶ}の生徒に対しては、停学及び退学の懲戒を加えることはできない。

2 校長は、前項の規定により懲戒を加えたときは、速やかに、その旨を教育長に報告しなければならない。

(出席の停止の報告)

第十八条 校長は、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)第十二条の規定により児童、生徒又は幼児の出席を停止させたときは、速やかに、その旨を教育長に報告しなければならない。

(事故の発生の報告)

第十九条 校長は、児童、生徒又は幼児が学校の指導監督の下にある間に、おいて重度の傷害を受け、若しくは死亡し、又は集団で疾病にかかったときは、速やかに、その状況を教育長に報告しなければならない。

2 校長は、前項に規定するもののほか、児童、生徒又は幼児の補導上報告の必要があると認められる事故が発生したときは、速やかに、その状況を教育長に報告しなければならない。

第六章 寄宿舎

第二十条 寄宿舎に関する事項は、教育長の承認を受けて、校長が定める。

第七章 職員組織

(職員組織)

第二十一条 学校に、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寮母、介助職員、自動車整備士及び現業主事を置く。

2 前項に規定する職員のほか、学校に学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他必要な職員を置く。

3 前二項の規定によりそれぞれの学校に置く職員及びその定数は、教育委員会が別に定める。

(教頭)

第二十二条 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置く。

2 高等学校の分校に、その分校に関する校務を整理する教頭を置く。ただし、前項の規定により分校に教頭を置くこととなるときは、この限りでない。

(園長及び教頭)

第二十三条 附属幼稚園に、園長及び教頭を置く。

2 園長は、校長の監督を受け、園務をつかさどる。

(舎監長)

第二十四条 倉吉農業高等学校に、舎監長を置く。

2 舎監長は、校長の監督を受け、舎監を指揮して寄宿舎を管理し、舎務を総轄する。

3 舎監長は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(盲学校の小学部等の主事)

第二十五条 盲学校、聾学校及び養護学校の各部に、主事を置くことができる。

2 前項の主事は、校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。

3 第一項の主事は、当該部の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(教務主任等)

第二十六条 学校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これらの主任又は主事を置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。

5 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

6 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

7 第一項に規定する主任及び主事は、当該学校の教諭の中から、校長の

意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

第二十七条 二以上の学科を置く学校に専門教育を主とする学科ごとに学科主任を、農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校に農場長を置く。ただし、特別の事情のあるときは、学科主任又は農場長を置かないことができる。

2 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。

4 学科主任及び農場長は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

第二十八条 鳥取盲学校に、寮務主任を置く。

2 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 寮務主任は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(その他の主任等)

第二十九条 前三条に規定するもののほか、学校に、必要に応じて校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項に規定する主任等は、校長がこれを命ずる。

(通信教育指導員)

第三十条 通信制の課程を置く学校に、通信教育指導員を置く。

2 通信教育指導員は、校長の監督を受け、生徒の教育をつかさどる。

3 通信教育指導員は、教諭又は高等学校の教員の資格を有する者の中か

ら、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(舎監)

第三十一条 寄宿舎を設ける学校に、舎監を置く。

2 舎監は、上司の命を受け、寄宿舎の管理並びに寄宿舎における児童及び生徒の教育に当たる。

3 舎監は、当該学校の教諭、助教諭又は講師の中から、校長がこれを命ずる。

(事務長等)

第三十二条 学校に、事務長を置く。

2 学校に、事務次長、主任及び主事を置くことができる。

3 事務長は、校長の監督を受けて、事務を総轄し、校長を補佐する。

4 事務次長は、事務長を助け、上司の命を受けて、担当の事務に従事する。

5 主任及び主事は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。

6 事務長、事務次長、主任及び主事は、事務職員の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(船長等)

第三十三条 境水産高等学校に、船長、機関長、通信長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、甲板長、操機長、司ちゆう長、冷凍長、操舵手、操機手、甲板員及び機関員(以下この条において「船員」という。)を置く。

2 船長は、校長の監督を受け、実習船を管理し、船務を総轄する。

3 船長以外の船員は、船長の指揮監督を受け、実習船の運営に従事する。

4 船員は、技術職員の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれ

を命ずる。

(寮母)

第三十四条 寮母は、上司の命を受け、寄宿舎における児童及び生徒の養育に従事する。

(介助職員)

第三十五条 介助職員は、上司の命を受け、介助を必要とする児童及び生徒の介護に従事する。

(自動車整備士)

第三十六条 自動車整備士は、上司の命を受け、自動車の整備及び運転に従事する。

(現業主事)

第三十七条 現業主事は、上司の命を受け、学校環境の整備その他の業務に従事する。

(校務分掌)

第三十八条 校長は、学年当初に職員の校務分掌を定めなければならない。

(専決又は代決)

第三十九条 校長は、教育委員会が別に定める基準に従い、その権限に属する事務の一部を職員に専決させ、又は代決させることができる。

第八章 職員の服務

(勤務時間の割り振り)

第四十条 職員の勤務時間の割り振りは、校長がこれを定める。

(職務に専念する義務の免除)

第四十一条 職員の職務に専念する義務の免除は、校長がこれを承認する。
2 校長は、引き続き十四日以上にわたる職員の職務に専念する義務の免

除の承認をするときは、あらかじめ、教育長の指示を受けなければならない。

(職員の出張)

第四十二条 職員の出張は、校長がこれを命ずる。

2 校長は、四日以上にわたつて県外に出張するときは、あらかじめ、教育長の承認を受けなければならない。

(服務規定)

第四十三条 この章に規定するもののほか、職員の服務に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第九章 教育財産及び物品の管理

(教育財産等の管理)

第四十四条 校長は、学校の教育財産及び物品(以下この章において「教育財産等」という。)を管理し、その整備保全に努めなければならない。

2 職員は、校長の定めるところにより、教育財産等の維持保全に当たる。

(教育財産の用途等の変更)

第四十五条 校長は、学校の教育財産の用途又は原形を変更するときは、あらかじめ、その計画書を教育長に提出し、その指示を受けなければならない。

(教育財産台帳等の整備)

第四十六条 校長は、教育財産等について、教育財産台帳及び諸帳簿を整備し、常にその状況をは握しておかなければならない。

(損害の報告)

第四十七条 校長は、災害その他の事故により教育財産等の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、速やかに、次に掲げる事項を教育長に

報告しなければならない。

- 一 事故発生の日時
 - 二 滅失又はき損の原因
 - 三 被害の数量及び程度
 - 四 被害の見積額及び復旧見込額
 - 五 き損した財産についての保全又は復旧のために執つた応急処置
 - 六 その他参考となる事項
- (教育財産等の目的外の使用)
- 第四十八条 校長は、教育上支障がないと認めるときに限り、教育財産等を社会教育その他公共のために使用させることができる。ただし、引き続き四日以上又は異例の使用に供するため使用させるときは、教育長の指示を受けなければならない。
- (学校の防災)
- 第四十九条 校長は、学年当初に学校の防災に関する計画を作成し、教育長に届け出なければならない。
- 2 校長は、前項の計画に基づき、毎年二回以上防災訓練を実施しなければならない。
 - 3 第一項の計画には、次の事項を規定しなければならない。
 - 一 防災組織に関する事項
 - 二 児童、生徒及び幼児の避難及び救護に関する事項
 - 三 防災設備の管理保全に関する事項
 - 四 防災訓練に関する事項
 - 五 その他防災活動に関する事項
- (防火管理者)

第五十条 学校に、防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、校長の監督を受け、学校の防火に関する事項をつかさどる。
 - 3 防火管理者は、当該学校の教頭又は教諭の中から、校長がこれを命ずる。
 - (宿直又は日直)
- 第五十一条 校長は、休日、勤務を要しない日又は正規の勤務時間以外の時間において、学校を管理するため必要と認めるときは、職員に宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。
- 2 前項の規定により宿直勤務又は日直勤務に当たる職員は、校長の定めるところによりその業務に従事する。
- (学校の警備)
- 第五十二条 次条第一項に規定する学校以外の学校の校長は、教育委員会が別に定めるところにより、学校の警備に関する事項を定め、教育長に届け出なければならない。
- 第五十三条 教育委員会が別に定める学校に、警備員を置く。
- 2 警備員は、校長の監督を受け、学校の警備に従事する。
 - 3 警備員は、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。
 - 4 第一項に規定する学校の校長は、学校の警備に関する規程を定め、教育長に届け出なければならない。
 - 5 前項の規程には、次に掲げる事項を規定しなければならない。
 - 一 勤務の始期及び終期
 - 二 巡視に関する事項
 - 三 勤務分担に関する事項

四 非常の場合の措置及び連絡方法
 五 非常持出しに関する事項
 六 その他必要と認める事項
 第十章 雑則
 第五十四条 この規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。
 附則

別表(第三条関係)
 一 高等学校

鳥取商業高等学校			鳥取西高等学校						鳥取東高等学校		高等学校名	課程名	学科	科名	修業年限	収容定員	所在地
全日制課程	商業学科	情報処理科	通信制課程	普通学科	商業学科	普通学科	家庭学科	普通学科	専攻科	普通学科	普通科	普通科	三年	一、三四四人	鳥取市立川町五丁目二一〇		
																三年	一、三〇二人
全日制課程	商業学科	経理科	普通科	商業科	普通科	家政科	普通科	普通科	専攻科	普通科	普通科	普通科	三年	一、三〇二人	鳥取市東町二丁目一二二		
																三年	一、二四〇人
全日制課程	商業学科	商業科	普通科	商業科	普通科	家政科	普通科	普通科	専攻科	普通科	普通科	普通科	三年	一、三〇二人	鳥取市湖山町二、九五五		
																三年	一、二〇〇人
全日制課程	商業学科	経理科	普通科	商業科	普通科	家政科	普通科	普通科	専攻科	普通科	普通科	普通科	三年	一、二〇〇人	鳥取市湖山町二、九五五		
																三年	一、二〇〇人

1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 この規則施行の際、改正前の鳥取県立学校管理規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

美和分校		鹿野分校					鳥取農業高等学校					鳥取西工業高等学校					鳥取工業高等学校				
定時制課程		全日制課程		全日制課程					全日制課程					全日制課程							
農業学科		農業学科		農業学科					工業学科					工業学科							
生活科	畜産科	農業機械科	生活科	食品製造科	園芸科	農業科	土木科	電子科	電気科	機械科	工業化学科	建築科	金属工業科	電気科	機械科						
四年	四年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年							
一五二人		一一四人		九〇人	九〇人	九〇人	九〇人	一一四人	一一四人	一一四人	一一四人	一一四人	一一四人	一一四人	一一四人						
鳥取市源太二二		気高郡鹿野町大字鹿野三三一		鳥取市湖山町天神山三〇六					鳥取市湖山町白浜三、六五〇					鳥取市生山一一一							

		倉吉西高等学校	倉吉東高等学校		青谷高等学校		智頭農林高等学校				若桜分校	八頭高等学校		岩美高等学校	
		全日制課程	専攻科 (夜間)	全日制課程	全日制課程		全日制課程				全日制課程	全日制課程	全日制課程		
		普通学科		普通学科	普通学科	家庭学科	普通学科	農業学科				普通学科	家庭学科	普通学科	普通学科
園芸科	農林科	普通科	普通科	普通科	家政科	普通科	生活科	木材加工科	林業科	農業科	普通科	家政科	普通科	普通科	
三年	三年	三年	四年	一年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	
二四〇人		八四〇人	一六〇人	一〇〇人	八八二人	八〇人	五四六人	一一四人	一一四人	一一四人	一一四人	二二六人	二二〇人	一、三四四人	五〇四人
		倉吉市秋喜字清水二〇	倉吉市下田中六一の一		気高郡青谷町大字青谷二、九一二		八頭郡智頭町大字智頭七一一の一				八頭郡若桜町大字屋堂羅字羽落谷三七		八頭郡家町大字久能寺七二五		岩美郡岩美町大字浦富七〇八の二

専攻科	赤碕高等学校		由良育英高等学校		倉吉工業高等学校					倉吉産業高等学校		倉吉農業高等学校	
	全日制課程		全日制課程		全日制課程					全日制課程		全日制課程	
	普通学科	家庭学科	普通学科	家庭学科	工業学科					家庭学科	商業学科	農業学科	
	普通科	家政科	普通科	家政科	土木科	工業化学科	電子科	電気科	機械科	家政科	情報処理科	商業科	生活科
一年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年
一〇〇人	一、一三四人	一二〇人	二五二人	四〇人	六三〇人	一一四人	一一四人	一九〇人	二二八人	二四〇人	二四〇人	一一四人	
	東伯郡赤碕町大字赤碕一九五七の一		東伯郡大栄町大字由良宿下の松四三三の一		倉吉市小田字下前田二〇四の五					倉吉市上井四三〇		倉吉市大谷一六六	

		米子工業高等学校						境港分校		米子南商業高等学校		米子高等学校	米子西高等学校		米子東高等学校	
		全日制課程						全日制課程		全日制課程		全日制課程		通信制課程	定時制課程 (夜間)	
		工業学科						商業学科		商業学科		普通学科	家庭学科	普通学科	普通学科	普通学科
園芸科	農業科	電波通信科	工業化学科	土木科	電子科	気電科	機械科	商業科	情報処理科	商業科	普通科	家政科	普通科	普通科	普通科	
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年以上	四年	
三〇人	六〇人	七六人	二二八人	一一四人	三八人	一九〇人	二二八人	一一〇人	二二〇人	三六〇人	六三〇人	二四〇人	八八二人	五〇〇人	一六〇人	
		米子市博労町四丁目二二〇						境港市竹内町四〇		米子市長砂町一八八		米子市橋本字鱈縄手三三		米子市錦町一丁目一〇三		米子市勝田町一

境港工業高等学校				境水産高等学校							境 高 等 学 校			西部農業高等学校		
全日制課程				専攻科		全日制課程					(定時制課程 夜間)	全日制課程		全日制課程		
工業学科				水産学科		水産学科					普通学科	家庭学科	普通学科	農業学科		
建築科	電子科	電気科	機械科	機関科	海洋科	機関科	無線通信科	食品製造科	海洋科	普通科	家政科	普通科	生活科	農芸化学科	農園芸科	
三年	三年	三年	三年	二年	二年	三年	三年	三年	三年	四年	三年	三年	三年	三年	三年	
一一四人	一一四人	一一四人	二二八人	四〇人		一一四人	一一四人	一一四人	一一四人	一六〇人	一一〇人	七五六人	一一四人	九〇人	三〇人	
境港市竹内町九二五				境港市中野町二、〇〇〇							境港市上道町八三一			西伯郡淀江町大字福岡二四		

二 盲学校、聾学校及び養護学校

鳥取盲学校				学 校 名
高等部		中 学 部	小 学 部	部 科 名 及 び 学 科 名
保健医療科	普通科	三年	三年	修 業 年 限
三年	三年	三年	六年	収 容 定 員
三〇人	三〇人			所 在 地
鳥取市立川町五丁目				

矢戸分校		日野産業高等学校					根雨高等学校		
定時制課程		全日制課程					全日制課程		
農業学科		農業学科			商業学科		家庭学科	普通学科	
生活科	農林科	生活科	農林畜産科	畜産科	農林科	商業科	家政科	普通科	
四年	四年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	
七六人		一一四人	三八人	六〇人	七六人	一一〇人	一一〇人	五〇四人	
日野郡日南町矢戸一、一六四の一		日野郡日野町黒坂一、一〇七					日野郡日野町根雨字馬子田三二〇		

皆生養護学校				鳥取養護学校		鳥取聾学校					専攻科		
高等部	中 学 部	小 学 部	幼 稚 部	中 学 部	小 学 部	高等部			中 学 部	小 学 部	幼 稚 部	理 療 科	
普通科						被服科	表具科	産業工芸科					
三 年	三 年	六 年		三 年	六 年	三 年			三 年	六 年		二 年	三 年
三〇人	五五人	九七人	二四人	一五人	三〇人	四〇人					一六人	一〇人	二〇人
米子市東福原一、四〇一の一				鳥取市江津七三〇		鳥取市立川町五丁目							

鳥取県立高等学校学則をここに公布する。

昭和五十一年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十号

鳥取県立高等学校学則

鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 学年、学期及び休業日(第三条―第五条)
- 第三章 学習の評価、課程修了の認定等(第六条―第十一条)
- 第四章 入学、休学、退学、転学等(第十二条―第二十七条)
- 第五章 授業料の納付及び減免(第二十八条・第二十九条)
- 第六章 賞罰(第三十条・第三十一条)
- 第七章 雑則(第三十二条・第三十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立高等学校(以下「学校」という。)の運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(通信制の課程等に関する事項)

第二条 通信制の課程の運営に關し必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

2 附属幼稚園の運営に關し必要な事項は、この規則に規定する事項を基準として校長が定める。

第二章 学年、学期及び休業日

(学年)

第三条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(学期)

第四条 学期は、次のとおりとする。

- 一 第一学期 四月一日から七月三十一日まで
 - 二 第二学期 八月一日から十二月三十一日まで
 - 三 第三学期 一月一日から三月三十一日まで
- 2 専攻科の学期は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- 一 第一学期 四月一日から八月三十一日まで
 - 二 第二学期 九月一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第五条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

二 日曜日

三 学年始休業日 四月一日から四月四日まで

四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

五 冬季休業日 十二月二十六日から翌年一月八日まで

六 学年末休業日 三月二十五日から三月三十一日まで

七 前各号に定めるもののほか、教育長が指定する日又は校長が定める日

2 定時制の課程又は専攻科の休業日については、前項第三号から第六号までの規定にかかわらず、校長が別に定めるところによる。

3 校長は、教育上必要があると認めるときは、前二項の休業日を変更することができる。

第三章 学習の評価、課程修了の認定等

(学習の評価)

第六条 学習の評価に関しては、学習指導要領に基づいて、学校が定める。(単位の修得の認定)

第七条 各教科に属する科目の単位(以下「単位」という。)の修得の認定は、生徒の出席時間数及び学習の評価に基づいて、学校が行う。

2 前項の出席時間数は、出席すべき時間数の五分の四以上を満たさなければならぬ。ただし、特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(課程の修了)

第八条 各学年の課程の修了は、生徒の修得した単位及び各教科以外の教育活動の成果に基づいて、学校が認定する。

(原級留置)

第九条 校長は、生徒の修得単位数が不足し、進級させることが適当でないときと認めるときは、これを原級に留め置くことができる。

(卒業又は修了)

第十条 校長は、所定の全課程を修了したと認められた生徒に対して、卒業証

書(様式第一号)又は修了証書(様式第二号)を授与しなければならない。

(証明書の交付)

第十一条 校長は、必要があると認めるときは、単位修得証明書、学習成績証明書、在学証明書、卒業証明書、修了証明書その他の証明書を交付することができる。

第四章 入学、休学、退学、転学等

(入学の許可)

第十二条 入学は、校長が許可する。

(全日制又は定時制の課程の第一学年への入学)

第十三条 全日制又は定時制の課程の第一学年への入学の許可は、学年の始めに行う。

2 全日制又は定時制の課程の第一学年への入学者の選抜については、別に定めるところによる。

第十四条 全日制又は定時制の課程の第一学年に入学を志願しようとする者は、別に定めるところにより、入学志願書を校長に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、全日制又は定時制の課程の第一学年への入学の志願については、鳥取県公立高等学校校通学区域に関する規則(昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号)に規定するところによる。

(専攻科への入学)

第十五条 前二条の規定は、専攻科への入学について準用する。

(編入学)

第十六条 校長は、編入学を希望する者がある場合において、その者が相

当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められたときは、欠員があるときに限り、第二学年以上に入学させることができる。

2 前項に規定する学力の認定は、所要単位数に該当する教科に属する科目の試験による。

3 編入学の許可は、原則として学年の始めに行う。

4 編入学を希望する者は、入学志願書(様式第三号)を校長に提出しなければならない。

5 第十四条第二項の規定は、編入学について準用する。

(転入学)

第十七条 校長は、他の高等学校の生徒で転入学を希望するものがあるときは、欠員があるときに限り、その者の修得した単位に応じて、相当学年に入学させることができる。

2 転入学を希望する生徒は、入学志願書(様式第三号)にその者の在学する高等学校の校長の在学証明書を添えて校長に提出しなければならない。

3 第十四条第二項の規定は、転入学について準用する。

(再入学)

第十八条 校長は、退学後一年を経過しない者で再入学を希望するものがある場合において、支障がないと認められたときは、その者の修得した単位に応じて、相当学年に入学させることができる。

2 第十四条第二項及び第十六条第四項の規定は、再入学について準用する。

(誓約書の提出等)

第十九条 生徒は、入学後十五日以内に誓約書(様式第四号)及び住民票

の写しを校長に提出しなければならない。

第二十条 保護者(生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人をいう。以下同じ。)又は生徒は、前条の誓約書に記載した保護者又は保証人に変更があつたときは、誓約書(様式第五号)を校長に提出しなければならない。

第二十一条 保護者又は生徒は、保護者、生徒又は保証人の住所又は氏名に変更があつたときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。
2 保護者又は保証人は、生徒が死亡したときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

(休学又は退学)

第二十二条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第六号)又は退学願(様式第七号)に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による休学の許可の期間は、三月以上一年以内でなければならない。ただし、校長が特別の理由により必要があると認められたときは、その期間を更に延長することができる。

(復学)

第二十三条 休学中の生徒は、その理由がなくなつたため復学しようとするときは、復学願(様式第八号)に医師の診断書その他復学の理由を証明するに足る書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の復学願の提出があつた場合において、支障がないと認められたときは、相当学年への復学を許可することができる。

(転学)

第二十四条 生徒は、他の高等学校に転学しようとするときは、転学願（様式第九号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

（転籍又は転科）

第二十五条 生徒は、課程相互の間の転籍又は科相互の間の転科を希望するときは、転籍願（様式第十号）又は転科願（様式第十一号）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の転籍願又は転科願の提出があつた場合において、支障がないと認めるときは、その者の修得した単位に応じて、相当学年への転籍又は転科を許可することができる。

（定時制の課程と通信制の課程との併修）

第二十六条 定時制の課程の生徒は、当該学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において各教科に属する科目の一部の科目について履修しようとするときは、当該定時制の課程を置く学校の校長の許可を受けなければならない。

2 定時制の課程を置く学校の校長は、前項の許可をしたときは、通信教育受講許可書（様式第十二号）を当該生徒に交付しなければならない。

第二十七条 定時制の課程を置く学校の校長は、当該学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程の生徒で定時制の課程の各教科に属する科目の一部の科目の履修を希望するものがある場合において、支障がないと認めるときは、当該科目の履修を許可することができる。

2 前項の規定による一部の科目の履修を希望する者は、定時制課程一部科目履修願（様式第十三号）に当該通信制の課程を置く高等学校の校長の履修許可書を添えて、当該定時制の課程を置く学校の校長に提出しなければならない。

第五章 授業料の納付及び減免

（授業料の納付）

第二十八条 生徒は、県立学校授業料徴収条例（昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号。以下この条において「条例」という。）の規定するところにより、授業料を納付しなければならない。

2 校長は、生徒が授業料の納付期限後十日を経過してもなお授業料を納付しないときは、条例の規定により、その者の出席を停止することができる。

3 校長は、生徒が授業料の納付期限後六十日を経過してもなお授業料を納付しないときは、条例の規定により、学籍を除くことができる。

（授業料の減免）

第二十九条 生徒は、県立学校授業料減免規則（昭和二十六年七月鳥取県教育委員会規則第三号）に規定するところにより、授業料の減免を受けることができる。

第六章 賞罰

（表彰）

第三十条 校長は、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

（懲戒）

第三十一条 校長は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の一に該当する生徒に限り行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる生徒
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる生徒

三 正当の理由がなくて出席常でない生徒
四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒

第七章 雑則

(損害の賠償)

第三十二条 校長は、生徒が学校の施設又は備品を損傷し、又は亡失したときは、情状によつてその損害を賠償させることができる。

(その他)

第三十三条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の鳥取県立高等学校学則の規定によりなされた願、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第一号 (第十条関係)

第 号	鳥取県立 高等学校長 氏	校 印 年 月 日	高等学校 科の課程を修了したことを証する	割り印	卒業証書
				氏 年 月 日生	
	校長印 名				

様式第二号 (第十条関係)

第	鳥取県立	校 印	割り印	修了証書
号	高等学校長 氏			
	校長 名 印			

高等学校専攻科の課程を修了したことを証する

様式第三号 (第十六条、第十七条関係)

編 転 再		入 学 志 願 書				収入証紙はり付け欄	
志 願 者	(ふりがな) 氏 名	()	生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	性 別	男 女	
	住 所	県	市 郡	町 村	番 地		
保 護 者	氏 名			志願者との 続 柄			
	住 所	県	市 郡	町 村	番 地		
志 願 者 の 学 歴	学 校 名			年 月 日	卒業、卒業見込み、その他		
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
入 学 志 望 学 年 課 程	入学を志望 する学年	第 学年	入学を志望する 課程及び学科名		全日制・定時制課程 学 科 科		
理 由							
私は、貴校に編(転、再)入学したいので、許可して下さるよう保護者と連署してお願いしま す。							
年 月 日							
志願者 氏 名 ㊟							
保護者 氏 名 ㊟							
鳥取県立 高等学校長 殿							

様式第四号 (第十九条関係)

誓 約 書

私は、貴校に入学しました上は、校則を堅く守り、専心勉学して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。

年 月 日

住 所

生 徒 氏 名

名 ⑩

上書のとおり誓約を守らせることはもちろん、本人に関するすべての責任を負うことを誓います。

年 月 日

住 所

生徒との続柄

保護者 氏 名

名 ⑩

年 月 日

住 所

生徒との続柄

保証人 氏 名

名 ⑩

鳥取県立

高等学校長 殿

備考

- 1 保証人は、通学区域内に居住する者に限る。
- 2 保護者は、保証人となることができる。

様式第五号 (第二十条関係)

誓 約 書

このたび新しく貴校第 学年生徒 の保護者 (保証人) となりましたので、
前の保護者 (保証人) と同様、本人に関するすべての責任を負うことを誓います。

年 月 日

住所

生徒との続柄

保護者 (保証人) 氏 名 ⑩

鳥取県立

高等学校長 殿

様式第六号 (第二十二条関係)

休 学 願

このたび下記の理由により休学したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

課程 学科 科
第 学年 組

生徒氏 名 ㊟
保護者氏 名 ㊟

鳥取県立 高等学校長 殿

記

1 理由

2 休学を希望する期間

年 月 日から
年 月 日まで

備考 医師の診断書その他休学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

様式第七号 (第二十二条関係)

退 学 願

このたび下記の理由により退学したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

課程 学科 科
第 学年 組

生徒氏 名 ㊟
保護者氏 名 ㊟

鳥取県立 高等学校長 殿

記

1 理由

2 退学を希望する期日

年 月 日

様式第八号 (第二十三条関係)

復学願

このたび下記の理由により復学したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

課程 学科 科

生徒氏 名 ㊦

保護者氏 名 ㊦

鳥取県立 高等学校長 殿

記

1 理由

2 復学を希望する期日 年 月 日

備考 医師の診断書その他復学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

様式第九号 (第二十四条関係)

転学願

このたび下記の理由により転学したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

課程 学科 科

第 学年 組

生徒氏 名 ㊦

保護者氏 名 ㊦

鳥取県立 高等学校長 殿

記

1 理由

2 転学を希望する学校名等

県 高等学校 科第 学年
課程 学科

3 転学を希望する期日 年 月 日

様式第十号 (第二十五条関係)

転 籍 願

このたび下記の理由により転籍したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

課程	学科	科
第	学年	組
生徒氏		名 ㊦
保護者氏		名 ㊦

鳥取県立 高等学校長 殿

記

- 理由
- 転籍を希望する課程名等

課程	学科	科第	学年
----	----	----	----

- 転籍を希望する期日 年 月 日

様式第十一号 (第二十五条関係)

転 科 願

このたび下記の理由により転科したいので、許可して下さるよう保護者と連署して願います。

年 月 日

学科	科第	学年
生徒氏		名 ㊦
保護者氏		名 ㊦

鳥取県立 高等学校長 殿

記

- 理由
- 転科を希望する学科名等

学科	科第	学年
----	----	----

- 転科を希望する期日 年 月 日

様式第十二号 (第二十六条関係)

通信教育受講許可書

高等学校

課程 科 第 学年

氏 名 ㊦

年 月 日生

通信教育の下記各教科に属する科目の受講を許可する。

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏 名 ㊦

記

教 科	科 目

様式第十三号 (第二十七条関係)

定時制課程一部科目履修願

履修願者	(ふりがな) 氏名 ()	生年月日	年 (満)	月	日 (歳)	性別	男女
	住所	県	市郡	町村	番地		
	職業						
保護者	氏名	履修願者との続柄					
	住所	県	市郡	町村	番地		
履修願者の学歴	学校名	年	月	日	卒業、卒業見込み、その他		
		年	月	日			
		年	月	日			
		年	月	日			
		年	月	日			
履修希望の各教科に属する科目	教	科	科	目			
理由							

私は、貴校の定時制の課程で上記各教科に属する科目を履修したいので、許可して下さるよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

履修願者 氏 名 ㊟

保護者 氏 名 ㊟

鳥取県立 高等学校長 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】